

(木質)ペレットとは

ペレットは、丸太や木の皮、枝などを細かくし、それを押し固めて作られ、ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として利用されています。

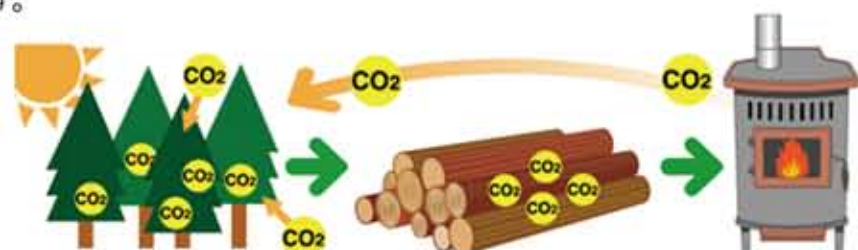
そして、ペレットは山形県の木を原料とし、山形県の工場で作られる地産地消のエネルギーです。



山本製作所HPより

ペレットは環境にやさしいエネルギー

ペレットは、燃やしても二酸化炭素を増やさない、環境に良いエネルギー（再生可能エネルギー）として注目されています。これは、ペレットを燃焼すると、その場では二酸化炭素が発生しますが、木は成長するときに光合成で二酸化炭素を吸収して成長しますので、燃焼しても大気中の二酸化炭素は増えないカーボンニュートラルです。



一般社団法人 日本木質ペレット協会HPより

ペレットストーブについて

ペレットストーブは、国内外の様々な製品があります。ペレットストーブでは、ペレットを1日約7時間でおおよそ10kg使用します。価格は、30～50万円程度（別途工事費）かかり、少し高価かもしれませんが、平成27年度は、ペレットストーブ設置費用に関して山形県から1/3の補助金と、市町村によってはその県の補助金に上乗せして1/3～1/2の補助金が出ています。また通常の維持管理を行えば10年以上使用することができます。



ペレットストーブ「ほのか」
(エクセレントデザイン賞受賞)
山本製作所HPより

お問い合わせ先 (山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム)

山形県地球温暖化防止活動推進センター (特定非営利活動法人 環境ネットやまがた)

〒990-2421 山形県山形市上桜田3-2-37

TEL 023-679-3340 FAX 023-679-3389

E-mail solar@eny.jp

【協賛】
株式会社 渡会電気土木
本事業の実施にあたっては、上記の団体から協賛をいただきました。協賛金は、エコポイントで交換する商品等に使用させていただきます。

平成27年度庄内地域ペレットエコポイント事業

再生可能エネルギーのペレット燃料を使って、 商品をGETしよう

庄内地域ペレットエコポイント事業とは

再生可能エネルギーである木質ペレットの普及や地球温暖化防止の推進を図ることを目的として、ペレットの購入者へエコポイント (EP) を発行し、このエコポイントを使ってペレットや地域の農作物、また環境にやさしい商品などと交換できる事業です。

(エコポイントの発行から交換までの流れは中面参照)



木質ペレットを購入するとエコポイントが!

エコポイントの発行について (平成28年2月29日(月)まで→詳細は中面)

◆エコポイントの発行対象

山形県内の世帯、及び事業者で、事前登録を行ったペレットストーブユーザーの方を対象とします。(山形県外の方、ペレットボイラーは対象外)

ペレット (小袋) の購入者 (株式会社渡会電気土木製) ※事前登録必要 (2/29まで)

※事前登録…ペレットを購入し、エコポイントの発行を希望される方は株式会社渡会電気土木へ事前登録が必要です。このリーフレット中面の登録申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。(各世帯のペレットストーブの二酸化炭素削減分をまとめて、J-クレジット制度へ申請取引し、本事業の運営費に活用させていただきます。)

(参考) 村山地域と置賜地域ペレットエコポイント事業も実施しており、各地域のペレット工場でエコポイントを発行しています。

村山地域 <http://eny.jp/pellet-ecopoint> 置賜地域 URL <http://eny.jp/pellet-ecopoint/okitama>

◆発行されるエコポイント(EP)数

・全木ペレット (黒松10kg) 1袋あたり1EP

※発行総数は、13,200EPとし、先着順で発行し、総数に達した時点で終了といたします。



エコポイントと交換できる商品について

エコポイントを利用して、ペレットや地域の農作物、また環境にやさしい商品等と交換できます。



詳細は中面 →

実施主体:山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム
(事務局:山形県地球温暖化防止活動推進センター)

※本事業は、平成27年度地域活動支援・連携促進事業(環境省補助)を活用しています。

エコポイントの発行について(続き)

◆エコポイントの発行期間

平成27年10月16日(金)～平成28年2月29日(月)

●この期間にペレットを購入した方が対象になります。

※本エコポイント事業とは別に、購入時に各市町村でのプレミアム商品券が利用できる販売店があります。

◆エコポイント発行場所(ペレット販売店)

① グリーン渡会株式会社

(住所:〒997-0302 鶴岡市田代字広瀬16-2 Tel:0235-57-4777)

② 株式会社板垣水道(ペレットマン鶴岡店)

(住所:〒999-7621 鶴岡市長沼字上新田34 Tel:0235-64-2463)

③ 株式会社平良農園(ペレットマン酒田店)

(住所:〒999-8234 酒田市小泉字上川原62-2-2 Tel:0234-64-2738)

④ 株式会社大滝電器

(住所:〒999-7781 東田川郡庄内町余目字三人谷地10 Tel:0234-43-3156)

⑤ 株式会社ホシカワ

(住所:〒996-0021 新庄市常葉町3-59 Tel:0233-23-3300)

⑥ 株式会社ムラオカ

(住所:〒997-0839 鶴岡市砂田町6-37 Tel:0235-29-1810)

⑦ アールイープランニング株式会社

(住所:〒990-0810 山形市馬見ヶ崎3-22-3 Tel:023-674-0659)

※他の店舗でも取り扱いがあります。

詳しくは、<http://www.replanning.jp/toriatsukai/ippan/543/>

商品との交換や、環境寄付について

◆商品と交換するには

①ペレットとの交換の場合…渡会電気土木製のペレット販売店(上記)にてペレットと交換してください。

②ペレット以外の商品との交換の場合…別紙申請書(ホームページからダウンロードできます。)と交換に必要なエコポイント券を、事務局の山形県地球温暖化防止活動推進センターへ郵送してください。到着後、商品の取り扱い店より商品を郵送します。

※ペレット以外の商品と交換する際に必要な申請書は(<http://eny.jp/pellet-ecopoint/shonai/index.html>)からダウンロードできます。

◆交換期間

平成27年10月16日(金)～平成28年2月29日(月) ペレットとの交換・申請書提出期限(必着)

※交換期間を過ぎたエコポイント券は回収します。

◆環境寄付

対象商品等との交換で余ったエコポイントや必要のないエコポイントは、事務局に寄付することができます。

寄付されたエコポイント券は事業の運営費に利用させていただきます。

◆交換対象品目について

エコポイント券は、以下のものと交換できます。

区分	交換対象品目	商品NO	EP数	対象品目の販売店名等
地域の農作物や加工品等	クロマツペレット10kg(全木)	101	20	グリーン渡会株式会社
	月山の恵み 特別栽培米(ひとめぼれ)5kg入り	103	100	
	白丸もち1kg	201	51	農事組合法人 庄内協同ファーム
	白丸もち500g	202	28	
	玄米丸もち1kg	203	51	
	玄米丸もち500g	204	28	
	黒豆もち500g	205	30	
	有機白切もち500g	206	31	
	有機玄切もち500g	207	31	
	玄米あられ100g	208	11	
	あげしおあられ100g	209	11	
	玄米おこし150g	210	16	
	白山紫黒(古代米)300g	211	30	
	きなこ130g	212	10	
	黒豆きなこ130g	213	18	
	麦茶500g	214	22	



商品NO.101



商品NO.103



商品NO.201



商品NO.204



商品NO.205



商品NO.206



商品NO.208



商品NO.209



商品NO.210



商品NO.211



商品NO.212



商品NO.213



商品NO.214

(参考)エコポイント券の発行から商品交換までの流れ



「庄内地域ペレットエコポイント事業」登録申込書

事務局記入 No.

(申込め切日) 平成28年2月29日(月) 必着

株式会社渡会電気土木 田代工場 宛 ※FAX・郵送・持参いずれかにより提出して下さい。

FAX 0235-57-4786 〒997-0302 山形県鶴岡市田代字広瀬16-2

※ペレットを購入し、エコポイントの発行を希望される方は、以下の空欄にもれなく記載し、株式会社渡会電気土木に登録をして下さい。登録後に登録証が発行されます。なお、登録には、以下の「登録の条件」を承諾していただくことが必須です。

登録の条件	①ペレットストーブを設置してから、木質ペレット使用による二酸化炭素の削減量を、環境価値として、国のJ-クレジット制度でクレジット化して取引する権利を移譲すること ②以下の欄をすべて記載してください。(J-クレジット制度へ登録する際に必要な情報になります。) ※J-クレジット制度へ申請し、クレジットの取引で収益が得られた場合は、本事業の運営費に活用させていただきます。		
記入日	平成 年 月	住 所	
氏 名		メールアドレス	※メールアドレスがある方のみ記載
T E L		メーカー・機種	
ペレットストーブ設置時期 平成 年 月			
ペレットストーブ設置前は、主にどんな暖房器具を設置していましたか。(一つに○をつけてください)			
①石油ファンヒーター	②石油ストーブ(電気不使用)	③エアコン	④電気ストーブ
⑤ガスストーブ(LPガス)	⑥ガスストーブ(都市ガス)	⑦薪ストーブ	⑧その他・わからない等
(上記「⑧その他・わからない等」と答えた方のみ)			
もしペレットストーブを設置していなかったら、どんな暖房器具を設置していましたか。			
①石油ファンヒーター	②石油ストーブ(電気不使用)	③エアコン	④電気ストーブ
⑤ガスストーブ(LPガス)	⑥ガスストーブ(都市ガス)等		

■個人情報の取扱いについて

申込書の情報は、庄内地域ペレットエコポイント事業の運営を目的とした利用に限定し、その他の目的のために使用することはありません。